

令和元年第2回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 元 年 5 月 10 日 （ 金 曜 日 ）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例の一部を改正する条例）
- 第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度四万十町一般会計補正予算（第5号））
- 第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第4号））
- 第10 同意第2号 教育委員会委員の選任について
- 第11 議案第35号 四万十町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第36号 令和元年度四万十町一般会計補正予算（第1号）
- 第13 閉会中の継続調査申し出について

~~~~~

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第13まで

~~~~~

出 席 議 員（15名）

1 番 酒 井 祥 成 君
3 番 林 健 三 君
5 番 緒 方 正 綱 君
7 番 吉 村 アツ子 君
9 番 水 間 淳 一 君
11番 岩 井 優之介 君
14番 村 井 眞 菜 君
16番 下 元 昇 君

2 番 槇 野 章 君
4 番 古 谷 幹 夫 君
6 番 武 田 秀 義 君
8 番 味 元 和 義 君
10番 中 屋 康 君
13番 堀 本 伸 一 君
15番 橋 本 章 央 君

~~~~~

欠 席 議 員（1名）

12番 田 邊 哲 夫 君

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	山 脇 光 章 君	政 策 監	浜 田 章 克 君
会 計 管 理 者	樋 口 寛 君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	清 藤 泰 彦 君
危機管理課長	川 上 武 史 君	企 画 課 長	山 本 康 雄 君
農林水産課長	池 上 康 一 君	にぎわい創出課長	植 村 有 三 君
税 務 課 長	松 田 好 文 君	町 民 課 長	本 山 桂 三 君
建 設 課 長	吉 岡 範 満 君	健康福祉課長	野 村 和 弘 君
環境水道課長	宮 本 彰 一 君	教 育 長	川 上 哲 男 君
教 育 次 長	熊 谷 敏 郎 君	生涯学習課長	林 瑞 穂 君
学校教育課長	西 谷 典 生 君	農業委員会事務局長	西 田 尚 子 君
農業委員会会長	林 幸 一 君	代表監査委員	田 邊 幹 男 君
総務課財政班長	津 野 博 君	大正・十和診療所事務長	川 村 裕 之 君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長 山 本 安 弘 君

町民生活課長 佐々木 優 子 君

十和地域振興局

局長兼地域振興課長 富 田 努 君

町民生活課長 細 川 理 香 君

~~~~~

事務局職員出席者

事務局 長 長谷部 卓也 君                      次                      長 三宮 佳子 君  
書                      記 友永 龍二 君

~~~~~

午前 9 時 30 分 開会

○議長（下元昇君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより令和元年第 2 回四万十町議会臨時会を開会します。

町長から、4 月 1 日付で平成 31 年度の定期異動による職員の配置替えを行ったので、関係職員の自己紹介をさせたい旨の申出がっております。

これを許可します。順次、自己紹介をお願いいたします。

政策監浜田章克君。

○政策監（浜田章克君） おはようございます。4 月 1 日付の人事異動によりまして、一部事務組合の解散事務を担当いたします政策監として命じられました浜田章克でございます。こういう場につきましてはなかなか慣れないというふうに今感じておりますが、精いっぱい務めさせていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（下元昇君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） 皆さん、おはようございます。農林水産課長の池上でございます。私のほうは諸先輩方に比べますと経験も浅く、なかなか頼りない感じがあるかもしれませんが、その分、課の課員の力を借りつつ、いろいろな方のお話をお伺いしつつ、職務に実直に当たってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（下元昇君） 建設課長吉岡範満君。

○建設課長（吉岡範満君） 皆さん、おはようございます。この度の異動で建設課長を拝命いたしました吉岡範満と申します。まだまだ力及ばないところもありますが、前任者同様、ご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下元昇君） 町民課長本山桂三君。

○町民課長（本山桂三君） おはようございます。町民課長を拝命いたしました本山桂三と申します。国保など、初めての業務もございますが、皆様のご協力をいただきながら頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（下元昇君） 十和地域振興局長兼地域振興課長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） この度の人事異動で、十和地域振興局長兼地域振興課長ということでお世話になります富田努といたします。所管をいたします十和地域の振興・発展のため、ひいてはそれが全町的な発展へとつながるよう精いっぱい頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（下元昇君） 十和地域振興局町民生活課長細川理香君。

○十和町民生活課長（細川理香君） 皆さん、おはようございます。4月の異動によりまして十和町民生活課長を拝命いたしました細川理香と申します。十和地域の住民の皆様が訪れやすい地域振興局を目指して頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（下元昇君） 議会事務局長兼監査委員事務局長長谷部卓也君。

○議会事務局長兼監査委員事務局長（長谷部卓也君） 皆さんおはようございます。本年4月1日の人事異動で、議会事務局長兼監査委員事務局長に任命されました長谷部卓也と申します。何分不慣れではございますが、とにかく一生懸命頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（下元昇君） 議会事務局書記友永龍二君。

○議会事務局書記（友永龍二君） おはようございます。この度4月1日の人事異動で議会事務局書記になりました友永といいます。皆様にご迷惑をおかけしないように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（下元昇君） これで、定期異動による配置替えを行った職員の自己紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に、12番田邊哲夫君から欠席届があっております。

報告を終わります。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、6番武田秀義君及び14番村井眞菜君を指名します。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、過日の5月8日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

1番、議会運営委員長酒井祥成君。

○議会運営委員長（酒井祥成君） 改めましておはようございます。議会運営委員会から協議の結果についてご報告をさせていただきます。

去る5月8日に議会運営委員会を開催し、会期日程につきましては本日1日限りと決定いたしましたので、ご報告をいたします。

以上です。

○議長（下元昇君） 委員長の会期報告が終わりました。委員長の会期報告は本日1日間であります。

お諮りします。

令和元年第2回臨時会の会期は委員長報告のとおりに決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、令和元年第2回臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第3、報告第1号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第1号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本報告につきましては、平成10年に十和村が交換によって取得した土地の未登記によりまして、当該土地にかかる固定資産税が相手方に課され、損害を与えたものでございます。

この土地の交換は、村営住宅の進入路の拡幅を目的とした十和村と、住居の建て替えを目的とした相手方との合意によって行ったもので、本件につきましては当時の担当者が不慮の事故で急きょ不在となったため、相手方から町への所有権移転登記が滞ったことにより生じたものでございます。この度、相手方との間で固定資産税相当額及び遅延損害金といたしまして7,568円の損害賠償金を支払う旨の示談が成立したため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） これで提案者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第4、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例の一部を改正する条例）、日程第5、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）、日程第6、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、以上、承認第2号から承認第4号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 承認第2号から承認第4号までの専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕もないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月31日付で専決処分に付しました四万十町税条例の一部を改正する条例、四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、同法同条第3項に定めるところによりご報告すると共に、議会の承認を求めるものでございます。

まず、承認第2号四万十町税条例の一部を改正する条例でございます。地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、原則として本年4月1日から施行されることから条例改正が必要となったものでございまして、主な改正内容といたしましては、消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅借入金と特別税額控除の適用期間を3年間延長したものでございます。また、ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、制度の趣旨に添わない団体は特例控除の対象としないよう、寄附金税額控除の見直しを行ったものでございます。

続きまして、承認第3号四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例でございます。山村振興法第14条の、地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が交付され、本年4月1日から施行されることから条例改正が必要となったものでございまして、改正内容といたしましては、課税免除となる物件の適用期限を2年間延長したものでございます。

続きまして、承認第4号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、原則として本年4月1日から施行さ

れることから条例の改正が必要となったものでございまして、主な改正内容といたしましては、課税限度額を引き上げたほか、５割及び２割軽減措置の対象となる世帯の判定基準額を改定し、軽減対象世帯の拡充を図ったものでございます。

以上３件につきまして、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、承認第２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第２号専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

この表決は起立により行います。

承認第２号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、承認第２号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

これより、承認第３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第３号専決処分の承認を求めることについて（四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

承認第３号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、承認第3号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

これより、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、承認第4号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第7、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（四万十町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 承認第5号専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月31日付で専決処分に付しました四万十町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、同法同条第3項の定めるところによりご報告をすると共に、議会の承認を求めるものでございます。

条例改正の理由といたしましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令並びに介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令が公布され、本年4月1日に施行されることによるものでございまして、改正内容といたしましては、介護保険料の減額賦課に係る減額幅の基準を変更したものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番古谷幹夫君。

○４番（古谷幹夫君） 説明資料の20ページの第３段階の新設の対象となる方の項目ですけども、120万円超の方という表現になっちゅうですけども、これで、こういうことになるがでしょうかね。ちょっと、意味が妙に、見えにくかったんですんで、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（下元昇君） 健康福祉課長野村和弘君。

○健康福祉課長（野村和弘君） 第３段階の120万円超の方ということで表現のほうは間違いないと思います。その後に、また第４段階ということがありまして、そこについては本人が住民税非課税で、前年度の合計所得金額プラス非課税年金の収入が80万円以下の方という、いろいろランクがありまして、ここについては、第３段階につきましては課税年金収入額が120万円を超える方というところが対象となっております。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、承認第５号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第５号専決処分の承認を求めることについて（四万十町介護保険条例の一部を改正する条例）を採決します。

承認第５号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、承認第５号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第８、承認第６号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度四万十町一般会計補正予算（第５号））を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 承認第6号専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月31日付で専決処分に付しました平成30年度四万十町一般会計補正予算（第5号）につきまして、同法同条第3項の定めるところによりご報告すると共に、議会の承認を求めるものでございます。

今回の専決処分に付しました平成30年度四万十町一般会計補正予算（第5号）でございますが、さきの町議会、3月定例会でご審議いただいた平成30年度一般会計補正予算（第4号）の決定後におきまして、繰越事業として予定しておりました四万十町西原地区の小久保川上池の災害復旧工事に係る予算を減額補正したものでございます。減額理由といたしましては、当該工事は本年2月28日に二回目となる入札を行いましたが、入札不調となり、今後の工事内容の再検討や重要変更協議に時間を要することから、繰越事業では工期不足が想定されることによるものでございます。

以上の結果、今回の補正額は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ8,800万円の減額補正となり、これによる累計予算額は歳入歳出それぞれ167億8,600万円となっております。

続きまして繰越明許費でございますが、翌年度に繰越して使用するものとして精査した結果、農業競争力強化基盤整備事業負担金の増額変更並びに農業土木災害復旧事業の減額変更を行う必要が生じたもので、第2表、繰越明許費補正に記載のとおりとなっております。

最後に地方債の補正につきましては、事業費の精査等に伴い、第3表に記載のとおり、各地方債の限度額を変更するものでございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第6号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度四万十町一般会計補正予算（第5号））を採決します。

承認第6号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、承認第6号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第9、承認第7号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 承認第7号専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月31日付で専決処分に付しました、平成30年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第4号）につきまして、同法同条第3項の定めるところによりご報告すると共に、議会の承認を求めるものでございます。

今回、専決処分に付しました平成30年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第4号）でございますが、さきの町議会、3月定例会で国の平成30年度補正予算関連事業としてご審議・ご決定いただきました、平成30年度国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）の太陽光発電設備等整備事業の予算を全額減額するものでございます。

その原因につきましては、2月の補正予算編成時点で、環境省が示した事業概要資料に基づき繰越事業として予算計上を決定したものでございますが、3月定例会閉会後におき

まして当該事業費の公募申請書類の作成に着手いたしましたところ、当初からの事業要件であった地域防災計画に位置づけされている施設というものに加えまして、新たに4つの要件が示されており、そのうちの1つであります「事業導入施設が土砂災害危険性地域に想定される地域内でないこと」という要件を満たさないことが確認されたことから、事業の採択が困難と判断したものでございます。

当該事業につきましては、本町の地域防災計画で医療救護所として位置づけている大正診療所の災害時事業継続計画を担保するための重要課題でありました、長期停電時における電源の確保により、特に夏場、冬場における空調設備の稼働を可能にするべく、有利な補助事業の新設に伴いまして、さきの3月定例会でご決定いただいたものでございますが、非常に残念な結果となり、議員各位、地域の皆様には深くおわびを申し上げますと共に、引き続き早期の事業実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上の結果、今回の補正額は第1表、歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ7,000万円の減額補正となり、これによる累計予算額は、歳入歳出それぞれ3億5,380万円となっております。

続きまして、繰越明許費でございますが、翌年度に繰り越して使用するものとして精査した結果、太陽光発電設備等整備事業の減額変更を行う必要が生じたもので、第2表、繰越明許費補正に記載のとおりとなっております。

最後に、地方債の補正につきましては、事業費の精査等に伴い、第3表に記載のとおり、各地方債の限度額を変更するものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） それでは、承認第7号に関連をして、質疑をさせていただきたいと思います。

今、町長の方から詳しい経過説明がありました。3月の補正予算資料、手元にコピーして持ってきているんですが、この時点で、大正診療所に太陽光発電設備をつけて、要するに災害時等々に資するということで、非常に、地域の皆さん、防災に絡めて非常に期待感を持って、この案件を受け止めておられたようであります。ということで、なお、もう

一度広く地域の皆さんに理解をいただくためにお伺いをするわけですが、これについては、事前の勉強会等々でお話をいただいた部分で、長年にわたって、この案件については太陽光をつけたいというところで企画をされておったようでありますので、要するに、何年かけても、入れる予定をしたものが、今回頓挫をしたというところで、大変残念なところであります。

要件については、診療所の地域が、いわゆる土砂災害危険地域に想定をされておるのでNGと、アウトであるというところの、いわゆるこの部分だけが要件に欠落したというところの説明でありますので、こういった事前の調査が、2月の補正予算段階では分からなかったというお話、その後の、国からの示されたものというようなことが、説明の中で受け止めたんですが、そういったところの経緯をもう一回、手短に、地域の皆さんに分かるように、経過説明を願ったかと、まずは思います。

○議長（下元昇君） 大正・十和診療所事務長川村裕之君。

○大正・十和診療所事務長（川村裕之君） お答えをいたします。この予算が、この事業ができなくなったという理由、経過の説明をということですので、簡単に説明をさせていただきます。

この予算については、国の平成30年度の補正予算関連事業でございまして、国会では2月7日に30年度の二次補正予算が成立しておりまして、事前に情報は県を通じて受けておりまして、準備をしておりました。2月8日の3月補正の執行部協議で、先ほど町長から説明がありました環境省が示した資料に基づいて、平成30年度補正予算で、繰越事業でこの事業をやろうと、また、診療所の事務長としては、この事業に手を挙げないということ自体が職務怠慢になるのではないかとということもありまして、是非、この懸案事項でありました太陽光発電事業を急遽計上いたしまして、決定していただいたわけです。

その後、2月15日に公募をするための資料、事業費とか太陽光パネルとか、蓄電池の配置図、そういうものを公募申請に書類として提出せないかんということで、業者に頼んで、その見積書、それから図面等を作成していただくということをお願いしました。これはすぐにできるものではありませんので、それができんと公募の申請ができんということで、その準備を、まずしておりました。それから議会が始まりまして、説明もさせていただきます、審議、可決いただいて、新たな事業が平成30年度補正予算でできるということで。診療所の、入院施設もありますので、その施設が、バッテリー切れになったときに、それが稼働できない、エアコンが効かないとかいうようなことになる、ということが以前

からの課題でありました。それができるということで、すごくいい事業が、4分の3の補助でできる、今年はそれに取組ができるということで、私も非常にやる気に取り組んでおりました。先ほど説明した業者をお願いしておった見積もり、関係図面が仕上がってきたのが議会閉会後の3月18日で、その日から具体的な公募の申請書類の作成を始めたところ、当初、環境省から要件として示されておった地域防災計画に位置づけられている医療救護所ということで、これは当然、環境省にも確認をして、オッケーですよということも確認しましたので、いけるということでしたが、交付申請の書類をつくる中で、町長が先ほど説明した四つの要件の中にある、土砂災害警戒区域、土石流の警戒区域等の一部になっているということが分かりました。これについても補助事業を、環境省から委託をされている環境イノベーション情報機構に問い合わせをして、土石流の警戒区域の端のほうで、そこまで来ることはまずないであろうとか、土砂災害以外のときには、雨の土石流でするので、それ以外の地震で山が崩れるとかいうときにはほぼ問題ないということで、何とか採択していただけないかという相談もしました。環境イノベーションのほうも環境省に問い合わせをしていただきましたが、やはりだめですよということで断念をしたものです。私としても、これがやれると思っていたものができなくなって、非常に残念な思いで、期待をされておった職員、または地域の住民の方にも非常に期待を持たして、実際できなくなったことについては、おわびを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（下元昇君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） ご答弁をいただきました。事務長の簡潔な時間が我々の簡潔な時間と、ちょっと違う尺度だったように思うんですけども、非常に詳しく説明をいただいて、いわゆる採択要件等々の段階においても努力をされて、国にも、環境イノベーション情報機構のほうにもかけ合ったというお話も伺ったわけであります。いろいろ並行して、3月議会に合わせて、国の採択要件に間に合うようにということで、同時進行しているうちに、そういった採択要件が、新たな部分があって、土砂災害危険地域があるところの、避けられない要件があるというところはよく分かりました。

これについては、地方債あるいは二酸化炭素の排出抑制事業ということで、非常に、国の仕事として条件のいい予算ぶりということで、これは7,000万円という大きな金額になって補助を受けるという段階でありますので、非常に残念な気がいたしてなりません。

要は、先ほど町長が最後に触れたあたりで、この大正診療所というものの、いわゆる地域

の防災計画、医療機関の要でありますし、そういった意味合いで、この太陽光発電施設ということは、今後も、これはやはり喫緊の要件として備えていかないかんという思いがあるわけでありますけれども、今回、国のこういう公募に満たなかったということの代替的な考え方というのを早期に考えていただきたいという思いがあるわけでありますが、そのあたりについて執行部のお考えをお伺いしておきたいと思います。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私のほうから代替的な考え方、今回の4分の3事業につきましては、先ほど事務長のほうからお答えしましたように、ほんとうに、町としては環境省に対して不信感というものを持っております。当初は地域防災計画に位置づけられておればオッケーというところが、いざ予算を議会で議決いただいた後に、申請をした段階になって土砂災害警戒区域といった部分が出てきましたので、その点については非常に憤慨もしているところです。

これからの大正診療所の対応ということでありますけれども、この事業以外に、3分の1事業はあります。その部分につきましては、今回の土砂災害警戒区域に入っているとか、いないとか、そういった制約がありませんので、そういったことも検討していかなければならないと思っておりますけれども、ただ、そうなりますと補助が3分の1でありますので、残りが起債ということになってまいります。将来的な町の負担ということも考えますと、非常に、そこですぐに3分の1事業に乗り換えるかどうかというところは、また、財政の状況、またほかにも、有利な事業があるかもわかりませんので、少し時間をかけて精査をし、勉強して、大正診療所のこの太陽光発電については、町としてはしっかりと進めていくという姿勢でこれからもして参りたいというふうに考えております。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

3番林健三君。

○3番（林健三君） 今、中屋議員から質問がありましたが、その件についてやね、今、副町長から土砂災害区域という話がありましたが、今、工事をやる段取りしよるがですよ、災害区域で、上の土石流。みんなよう分かってると思いますが、その関係はあっても、区域外から外すいうことはできないんですか。1基、2基、今、砂防ダムを、その上へやるような段取りしています。工事をやっていますが、それを1基やって、また上へ、更に、私が聞いているところではもう1基砂防ダムを打つと言っておりましたが、その関係はないがですか。それだけ答弁お願いします。

○議長（下元昇君） 危機管理課長川上武史君。

○危機管理課長（川上武史君） 土砂災害警戒区域の指定につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。土砂災害警戒区域、それから特別警戒区域、2種類の警戒区域がございますけれども、この調査につきましては高知県のほうが順次行っておりまして、平成31年3月末で大方のほうが終わっておりまして、残り一部残っているものが今年度末に終了するという予定で進んでいるところでございます。

土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンにつきましては、先ほど議員おっしゃられましたような防護施設、例えば砂防堰堤であるとか、急傾斜におきましては擁壁をつくるとか、そういった施設を整備しましたら特別警戒区域からは外れるということはありませんが、警戒区域、いわゆるイエローゾーンという、今回、大正診療所がその区域内に入っておりますけれども、その指定は、一度その指定範囲内に入りますと、防護施設等を整備いたしましても、これは消えないということになっております。なので、その上流域に砂防堰堤を整備いたしましても、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンの指定は外れないということになると聞いております。

以上です。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからも補足の説明をさせていただきたいと思います。先だって、県の関係者とも今後の方向性、対応について協議をしました。これはあくまで事務レベルでございますけれども、やはりこういったケース、例えば今回指定が、特別区域と指定されたときに、やはりそれで終わりなのかということになると、非常にその辺の、例えば防災対策の面でも弱い、脆弱です。ですから、指定がされた後に、例えば防災対策的な施設、整備が完了して、その段階で事業採択になり得るような取組をしたらどうでしょうかねという話、県もそういった方向性は考えておるようです。ですから現時点では確かに今、治山事業のほうでの砂防工事もやる予定にしておりますけれども、やはりここだけではなくて、全体的に、例えば農村環境改善センターであったり、それぞれ、米奥小学校の体育館なんかもそうですけれども、やはりそういった防災対策をしっかりと整備した後に、新たにこういった有利な申請をというふうに考えておりますけれども、ただ、今日も地震が発生しておりますので、非常に、そんなことを考えたときにあまり時間の余裕がないと思っておりますので、早急に今後の対策を考えながら、県のそういった指定を終えた後には、ここはどうしていこうとか、それぞれの、そういった防災拠点についての方向性を考

えていきたいと思います。加えて、やはり今後町村会も、ちょうど私、高幡町村長会の会長をやってますけども、やはり全県下的に、高幡の6団体も含めて、それぞれ国のほうにそういった指定がされたならば、そういった事業支援の要望もしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより、承認第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第7号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第4号））を採決します。

承認第7号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、承認第7号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第10、同意第2号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 同意第2号教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。本議案は、現委員であります岡林雅子氏が、本年5月11日をもって任期満了となりますので、その後任として坂本維子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

坂本氏は四万十町藤ノ川にお住まいで、主な経歴は資料に記載のとおりでございますが、長きにわたり保育士として教育現場で活躍してこられ、その人格と識見は教育委員と

して最適任であると確信するものでございます。

ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、同意第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第2号教育委員会委員の任命についてを採決します。四万十町藤ノ川、坂本維子君を教育委員会委員に任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、坂本維子君の任命について、同意することは可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第11、議案第35号四万十町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第35号四万十町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令が本年4月1日に改正されたことに伴いまして条例を改正するものでございます。改正内容といたしましては、これまで年3%に固定されておりました災害援護資金の貸付利率について、各自治体の判断により、これよりも低い利率での貸し付けを条例で設定できるようになることなどを踏まえまして、被災者の負担を軽減し、利用しやすい制度とするため、貸付利率を無利子にするな

どの所要の規定を整備するものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、議案第35号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号四万十町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第12、議案第36号令和元年度四万十町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第36号令和元年度四万十町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、B&G海洋センター、温水プール用ボイラーの炉内に使用されている耐火レンガにつきまして、平成22年度の修理から9年が経過したため、劣化が著しく、崩落の恐れがあることが判明したものでございまして、ボイラー本体の深刻な損傷につながる危険性もあり、緊急に修理を行う必要が生じたことから工事費500万円を計上いたしており

ます。

以上の結果、今回の補正額は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ500万円の追加計上となり、累計予算額は歳入歳出それぞれ173億9,900万円となっております。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番味元和義君。

○8番（味元和義君） この温水プールのボイラーということで、れんがが損傷するからやりたいということですが、それはよく分かります。だけど、この補正予算で500万円も使いながらやるより、今、大事な資源を燃やして湯を沸かしているというのが現状です。これ、その燃やすのを火力発電にしてよね、自前の電力を賄うとかいう考えはなかったのか、そういう計算をしたのか、これ、9年で500万円ということですので、年間55万円ぐらいの償却ということになっております。そういうような計算、そして、この火力発電することに補助金等はないのか、そこらあたりを十分計算して、一番に、何をするにも費用対効果というのは大事なことです。そういうことをやる上では、当初予算で予算をつけて、大きな金額になるからやるべきだと私は思っておりますが、その点は検討したのか、そこを聞かしてもらいたいと思います。

○議長（下元昇君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） この修繕に当たって事前に検討したかというところでございます。これについては昨年ぐらいから危険性というか、炉が傷み始めているという報告は受けておりました。そういう中で、今後についても木質バイオマスも含めた検討も必要ではないかということは協議の中に入っておりまして、B&G財団の有利な補助金を活用して、今年度から研究を始め、申請をして、来年度以降に更新できればなというところで検討をしていた矢先でございました。何とか、1年以上もっていただければというところで考えていたところなんですけれど、今年に入って、3月ぐらいに点検をしていただいたところ、いよいよ危ないぞと、崩落の危険性があるぞというところで、緊急やむなし、今回、修繕をしてプールの運用をしていくというところで判断をしたところでございます。うまくもっていただければ、今後の施設の更新も含めて検討していたところでございます。

が、今後も、この修繕が終わってからも、施設そのものは平成3年にB&Gのプールができておりますので、更新時期も近い将来迎えてまいりますので、そこも含めて十分検討をしていきたいなというところで考えているところです。

以上です。

○議長（下元昇君） 8番味元和義君。

○8番（味元和義君） 検討したということですが、3月の当初予算までに検討してよね、れんが等が傷んでなかったからやね、この6月の補正を組んだということ。3月までに、そんなに簡単に、3か月ぐらいの間によ、れんがは急に劣化するものではない、9年間という長い年月がかけてやっていることでやね、これ、500万円この補正で組んで、それからまた、もしよ、検討した結果、火力発電をやるとかいうことになればやね、また余分なお金がそこへ出てくるということで、非常に無駄があると私は思いますよ。

それから特に、このプールにはほんとうに多くのお金をつぎ込んでおります。やはりそういうことで、一番は費用対効果というのを常に考えて事業はやっていかなければいけないと。この補正で500万円を組んで、そしてまた新たな火力発電の検討をするのか、そしてこの補助金等は、この火力発電をするに当たってよね、あるのかないのか、そこらあたりを検討したのかどうか。特に町長、副町長、こういう事業にはしっかりとした検討をしなければ、簡単に、当初予算で組まずに、急に傷んだというのなら仕方ないけど、時間的な余裕がある場合はしっかりとした検討をして、補正に出してもらいたいと思っております。今後、この500万円をかけて直して、その後火力発電等をつけるという考えはあるのかないのか。

○議長（下元昇君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 補助事業についてでございますが、これはB&Gの施設でございまして、地域海洋センター修繕助成事業というのがございまして、それが活用できるかどうかというところを今年度検討していきたいというところで考えていたところでございます。
※P23訂正あり

それと、補正に至った理由といたしましては、何とかもたしていきたいというところで、この補助事業を活用して、施設の更新ができるまで何とかもたしていきたいというところで考えておりましたけれど、点検の結果、なかなかもつのは厳しいであろうと、もし崩落した場合、ほんとうに深刻な損傷が生じる恐れがあるということも、助言もいただきましたので、やむなしという形で補正予算を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 味元議員のご質問に私もお答えをさせていただきたいと思いますが、この補正予算、本来でしたら、年間総合予算的に当初予算に組むべきだと思います。私もそういう思いでやってきましたが、急遽この案件が出て、そしてその、いろいろ背景を見たときに、今、俗にいう背板いいですか、ずっと、町内の製材業者の皆様方にご協力いただいて、回収をして使っておりますので、それはそれでやっていくべきだろうと。そういった、あてにされている方もおるとお思いますので、そういった意味では今回、炉をもう一度修繕をして使っていくと。これもやはり背板でございますので、火力発電というのはちょっと私自身が理解できませんけども、今後はその方式で、やはり木質バイオマスの利用ができるような炉の整備というようなことでございます。ですからほんとうに、我々、そういった予算査定の中でも、今、味元議員から指摘があったように、やはり投資効果もしっかり見ながら、一番有利な事業も模索をしながらやっておりますが、ただ、急遽ですので、昨日も高松でB&Gの総会がございましたが、そういった利用ができる事業は利用していただいてもいいというようなご提案もありましたので、今後はまた広く、そういった事業も検討しながら、整備した後に、また直ちにそういった中の構造を変えるということは考えておりません。やはり背板を抛出いただく皆さん方の、やはりそういったご厚意にもしっかりと取り組んでいかなきゃなんとお思いますので、当面、この500万円を使って可能な限りまだ使っていくと、そして、将来にわたってまた、おいてですね、そういった緊急性が必要な場合においてはB&Gの事業も導入していきたいと考えておりますので、今回決して、精査をした結果でございますので、その辺は5月補正という、ちょっと中途半端な時期になってしまいましたけれども、ご理解をいただければと思います。

○議長（下元昇君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 若干、今の私の答弁について修正をさせていただきます。B&Gの施設であるというように、海洋センターのことを表現いたしましたけれど、B&Gの移譲を受けた施設です。現在、移譲を受けて町の施設になっておりますので、その部分について修正をさせていただきます。

以上です。

○議長（下元昇君） 8番味元和義君。

○８番（味元和義君） 私が言うのは、火力発電というのは、火を燃やせばよね、湯が沸く、湯が沸けば蒸気ができると、その蒸気を使ってタービンを回して電気を起こすという簡単なことでよね、やるかやらんかは町の、執行部のほう。

これ、いつも言うけど、プールに対しては非常に多くのお金を使っていると、だから自前の電気ぐらいは、その蒸気を使ってやったらどうですかということで、それに対して補助金等がありますかと、そういう話をしたのですがということ聞きゆうがですよ。やはり全ての事業においては費用対効果、使ったお金でどれだけ潤うか、一般質問じゃないのと言えませんが、そういうところよね、もう十分に、当初の予算のときに計算をして、ほんとうに500万円使うて修理したほうがええのか、それとも大規模な改修をして、将来的に長く使えて、それで火力発電も使えるような施設にしたらいいのか、そのあたりを計算して、どちらが費用対効果がいいかというのを私は考えるべきだと思う。全て企業感覚で、やはり将来に対してどちらが得かというところを十分検討してやってもらいたいということで私は言ったことでした。火力なんてやる気があれば簡単ですけん。終わり。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第36号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第36号令和元年度四万十町一般会計補正予算（第１号）を採決します。

議案第36号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第13、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和元年第２回四万十町議会臨時会を閉会します。

午前10時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

四万十町議会議長

令和 年 月 日

四万十町議会議員

令和 年 月 日

四万十町議会議員